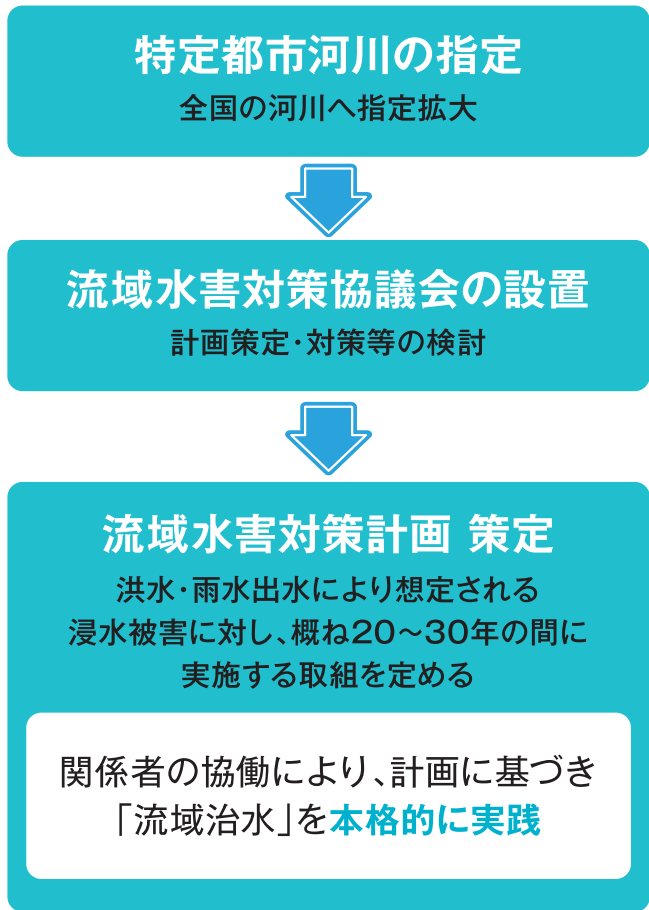
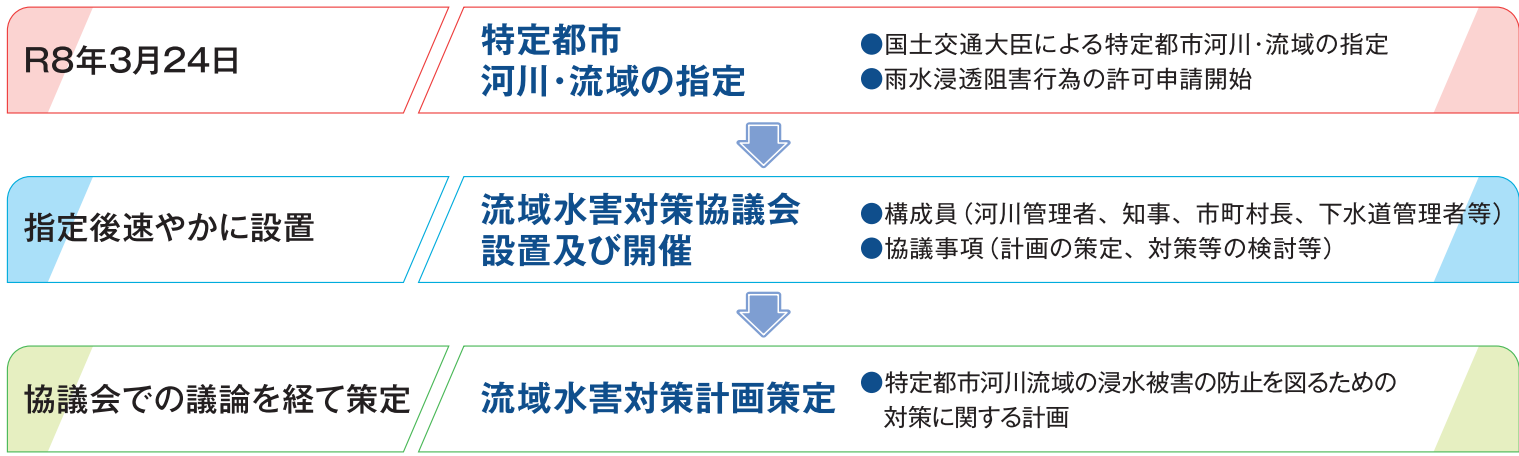


6 今後のスケジュール

特定都市河川の指定を受けて、流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画を策定します。



- ：流域水害対策計画策定主体 ※計画策定主体が必要と認める場合（任意）
- 協議会設置**
 - 国土交通大臣指定河川：設置必須
 - 都道府県知事指定河川：設置任意
 - 構成員**
 - 流域水害対策計画策定主体
 - 接続河川の河川管理者
 - 学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
 - 協議事項の例**
 - 流域水害対策計画の作成に関する協議
 - 計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重



流域水害対策計画にもとづく、整備・対策の推進

- お問い合わせ先**
- 国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所 流域治水課 / TEL 0979-24-0571
 - 大分県 土木建築部 河川課 / TEL 097-506-4601
 - 中津市 上下水道部 排水対策課 / TEL 0979-62-9054
 - 日田市 土木建築部 都市整備課 / TEL 0973-22-8325
 - 宇佐市 建設水道部 土木課 / TEL 0978-27-8178
 - 玖珠町 基地・防災対策課 / TEL 0973-72-1891

令和8年3月24日作成

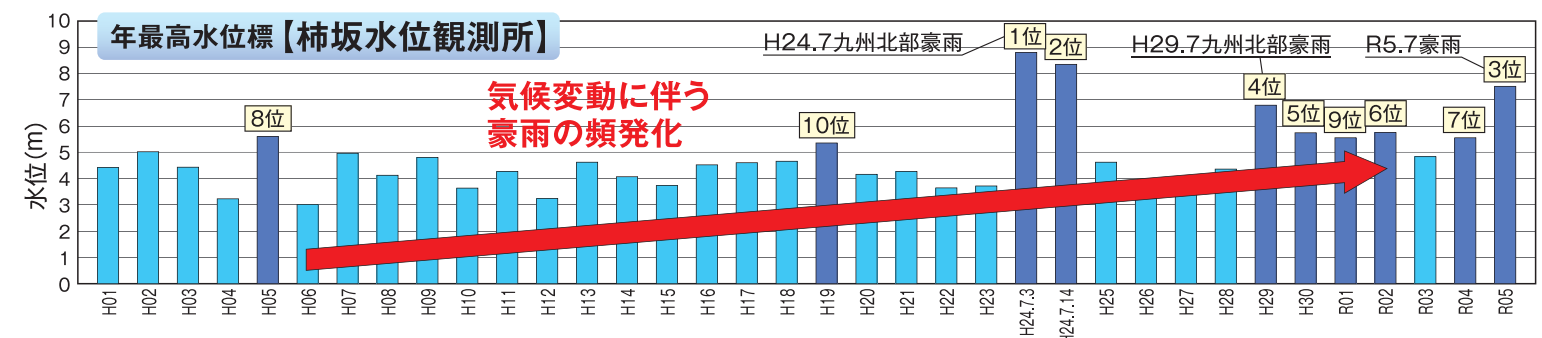
山国川流域における流域治水の推進

山国川中上流域の特定都市河川指定について（令和8年3月24日指定）

1 気候変動等の影響による水害リスクの増大

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、今後もさらに、降雨量や洪水発生頻度が増加が見込まれています。山国川流域でもこのような傾向がみられ、平成24年、平成29年、令和5年など、たびたび豪雨に見舞われています。

このため、ハード整備の一層の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換が全国で進められています。



2 流域治水、特定都市河川浸水被害対策法とは

「流域治水」とは気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考え方です。また、「特定都市河川浸水被害対策法」とは、都市部を流れる河川及びその流域について、浸水被害防止のための対策を推進する法律です。令和3年の法改正により、指定の対象河川が拡大されました。

特定都市河川ポータルサイト

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
[国・県]
河「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

2 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導住まい方の工夫 氾濫域
[県・市、企業、住民] 土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
[国・県・市] 二線堤の整備、自然堤防の保全

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
[国・県] 水害リスク情報の空白地帯解消、多段階型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
[国・県・市] 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
[企業、住民] 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫
[企業、住民] 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実
[国・企業] 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する
[国・県・市等] 排水門等の整備、排水強化

県：都道府県 市：市町村 []：想定される対策実施主体

3 山国川中上流域の特定都市河川指定について

流域治水を推進し水害に強いまちづくりに取り組むため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、山国川中上流域を「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定しました。指定により、さらに「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。(令和8年3月24日指定)

山国川特定都市河川流域図



“特定都市河川指定河川” 山国川水系山国川等 計10河川
 特定都市河川指定流域面積 約437km² 流域には、中津市の一部、日田市の一部、宇佐市の一部、玖珠町の一部を含む。

4 特定都市河川に指定されると

特定都市河川に指定されると
 雨水浸透阻害行為の許可(第30条) 保全調整池の指定等(第44条~第52条)
 貯留機能保全区域の指定等(第53条~第55条)

1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が義務付けられます。

また、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全します。

計画に基づくハード対策を加速化します
 特定都市河川・特定都市下水道の整備

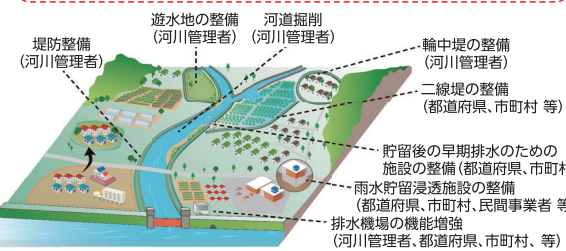
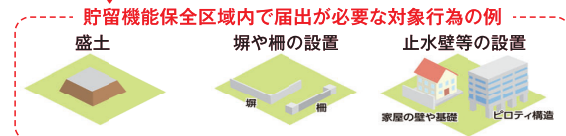
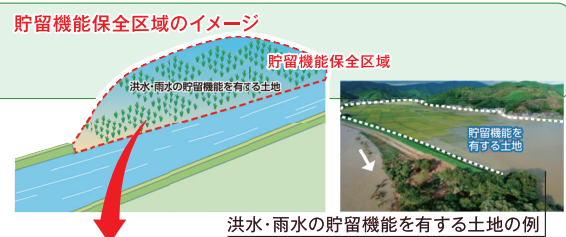
堤防整備や河道掘削などのハード対策を加速化するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制などについて、予算、税制措置等を活用して、より実効性のある対策を進めます。
 ※流域水害対策計画への位置付けが必要です。

雨水流出のさらなる抑制をします
 雨水貯留浸透施設整備計画の認定(第11条)
 雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助(第16条、第79条)

地方公共団体や民間事業者等による雨水浸透や貯留に係る取組みを一層促進するため、法定補助制度や認定制度により支援します。

水害リスクを減らすまちづくり・住まい方の工夫
 浸水被害防止区域の指定等(第56条~第76条)

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「浸水被害防止区域」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進します。



5 特定都市河川の指定により必要となる手続き

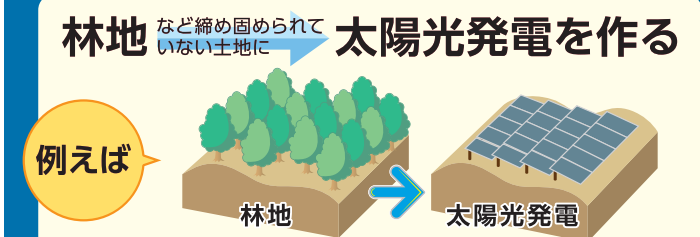
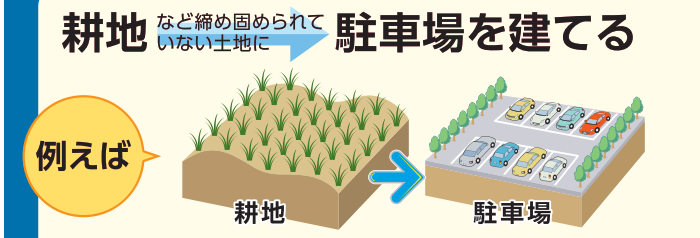
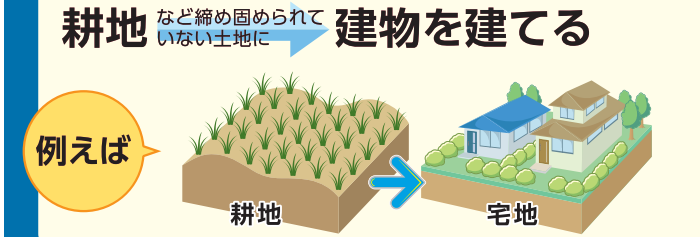
許可が必要!!

特定都市河川が指定されると
 流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は
雨水の流出抑制のため
許可が必要な場合があります。

- ▶ 特定都市河川流域内【山国川中上流域:耶馬溪橋(オランダ橋)より上流】の**宅地等以外の土地**において、**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為**(宅地等※ にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う際は、大分県知事の許可が必要になります。
- ▶ 許可にあたっては技術的基準に基づいた**雨水の流出抑制対策**が必要になります。
- ▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は、**罰則**があります。

※「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地等以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

以下のような、雨水浸透阻害行為(1,000m²以上の場合)を行う際には…



雨水を貯留または浸透させるための対策が必要です。

